

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ NPO法人の認定審査

Q : 10月より施行されるNPO税制ですが、認定NPO法人に該当するかどうか等の相談に応じてくれる部署はないのでしょうか。

A : 全国の国税局にNPO法人の認定審査に対応する部署が設置されています。

【解説】

平成13年度の改正で創設され、10月1日より施行されるNPO税制とは、国税庁長官が認定した「認定NPO法人」に対する寄付について、寄付金控除などの優遇措置を認めるもので、優遇措置の適用を受けるためには、まずそのNPO法人が認定NPO法人に該当することが前提条件となります。

国税庁では7月より、NPO法人の認定審査に対応する部署として、各国税局の法人課税課に「審査企画係」を、また、東京・大阪・名古屋・関東信越の各国税局には「統括国税実査官」を新設、両者を合わせ総勢60人近い人員を配置し、認定申請に備えることにしました。

これらの部署では、認定NPO法人に該当するかどうかの相談、判断が行われることになるようです。NPO税制に関する一般的な質問は税務署でも対応しますが、個別の認定審査は一元的に各国税局で行われることになります。

なお、認定審査の受付は、法律が施行される10月1日から開始されます。

